

当健康保険組合が実施している共同事業

HOYA 健康保険組合が、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号に基づき実施している共同事業は下記のとおりです。

1. 当組合適用事業所と実施している健康診査および健康増進、維持活動。

(1) 個人データを共同利用する趣旨

当組合と当組合の適用事業所は、労働安全衛生法に基づく一般健康診断及び特殊健康診断と当組合が被保険者に必要と考える健康診査を同一日、同一場所において総合健診として実施し、健診結果に基づき、健康の維持・増進活動を行う。本共同事業は、事前問診からはじまり、健診項目の決定、当該健診、事後指導と一環のながれで、被保険者・従業員の健康について一元的なデータ管理をすることにより、また、入社時から退職にいたるまでの、当 HOYA グループ内での健康増進、維持活動をおこなっていくものである。なお、保健指導に当たっては、当組合が提供する Web サービスを用い、同サービスに含まれるメール機能も活用し活動することがある。

(2) 共同して利用する個人データの項目

健康診断問診、労働安全衛生法に基づく健診結果、健康保険組合が実施する健康診査結果、総合健診に基づく事後指導記録（産業医及び保健師等による指導）、集合教育の参加の有無、以上に必要な適用情報

(3) 共同利用者の範囲

健康保険組合事業担当者、事務長、常務理事。健康保険組合全適用事業所（当組合規約による）。

適用事業所が健康診断を業務委託する HOYA 福祉共済センター。健保組合及び HOYA 福祉共済センターの業務処理委託者（HOYA グループ OSH 推進室）

(4) 利用する者の利用目的

当組合は、当組合実施の健康診査結果並びに事業主からの健診情報・問診情報をもとに、被保険者並びに被扶養者へ、早期治療の勧めや健康相談等を実施する。また、健診結果等から集合教育の実施を行なう。これらの事業により、一人一人の健康増進を図るとともに、医療費の削減を目的としている。また、事業所にあつては、事後措置および良好な職場環境づくりを目的とする。

(5) データ管理責任者の氏名または名称

当組合のデータ管理責任者 事務長

HOYA グループ OSH 推進室のデータ管理責任者 HOYA グループ OSH 推進室長

HOYA 福祉共済センターのデータ管理責任者 専務理事

各事業所のデータ管理責任者

2. 健康保険組合連合会（以下、「健保連」）との高額医療事業の共同実施について

(1) 個人データを共同利用する趣旨

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

(2) 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

(3) レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・HOYA健康保険組合 常務理事、事務長、給付担当者
- ・健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- ・業務委託先及び協力会社 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部

(4) レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

(5) レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称

HOYA健康保険組合 事務長

健康保険組合連合会 管理責任者 組合サポート部 部長